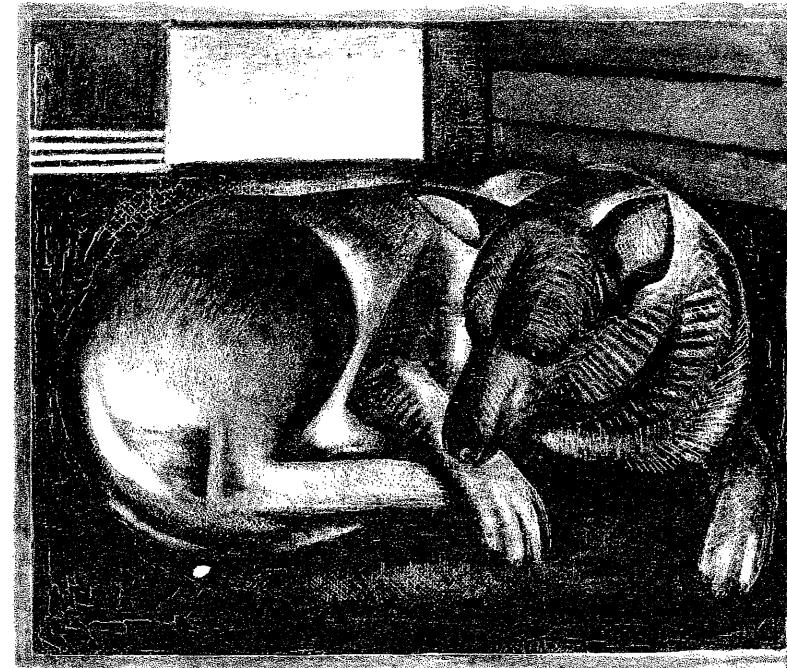


泉水国賠つうしん 13

被告人・国、上告せず。全面勝訴！（ただし、ひとり負け）。勝訴確定!!



香月泰男「犬 Dog」, 1939

●交通権回復共同訴訟「全面勝訴」です。ただし、ひとり負け!! (この「ひとり」は水田ふう) ●一〇月五日、名古屋高等裁判所での控訴審判決(裁判長・藤山雅行)は、TVや新聞でも報道されたので、すでにご存知かと思いますが、報告が遅れてしまいました。●この判決に対し、被告人・国は、なぜか最高裁に上告しなかったので、勝訴確定です。(最高裁判例を残さないといふ、判断や) ●しかし当曰、裁判官が読み上げる判決文から耳に入つてるのは「……三万円支払え」「……五万円支払え」、それから「水田を除き……」という文言だけ。どつちが勝ったんだが、わたしにはさっぱり。全面敗訴やと勘違いした人までおつたらしい。ところが、なんと! 安田好弘弁護士の解説で、「支払え」といつたのは、原告七人それぞれに賠償金を「支払え」という被告人・国への命令やさん威力をもつもんか知らんかったけど、さっそく一括六三万四八六円が岐阜刑務所から振り込まれた。交通費その他裁判費用を立て替えてもらつてるけど、これで半分は貰える。●裁判やらんかつたら、ずーっと「面会不許可」のままや。安田弁護士・山下幸夫弁護士がいてこそできた裁判です。ありがとうございました。こちらからお礼をいいます。●裁判にかぎらず、これまで「負け戦」しかしてこなかつたから、感慨ひとしお。(風)

“ひとり負け”で上等！

一〇月二十四日、泉水さんの面会に行つた。

「国は上告せんかつた。高裁判決のこちらの全面勝訴が確定したよ」つて。

まず、ふたりでにこにこ喜んだあと、泉水さん「判決の翌

日、舟橋さんが面会にきてくれて、勝訴の判決のこときいたけど、ふうさんだけ、「ひとり負け」で頭にきたんじゃないの? おれなら頭くるな……」つて。

「そら、わたし“ひとり負け”なんて、なんでだーつて思つたよ。あんないい判決文書いた同じ裁判官が書いたものとは思われん。

一晩考えた……

いやいや、ひとり負けで上等。国が上告したとして、全員勝訴だと具合悪いんでない。ひとりくらい負けがなかつたら、この高裁の裁判官は、なんでもかんでも国に逆らう奴と思われる。

わたしならすでに、一審判決で面会は認められてるし、その判断を維持したうえでの負けだけん、実害はない。いや実

いた皆さん、カンパを寄せて下さった皆さん、見守つて下さつた皆さんに心より御礼を申し上げます。ありがとうござ

判決確定、本当に嬉しいです

舟橋寛延

名古屋高裁・控訴審判決文(抄)

判決文を紹介するのはむずかしかったけど、肝心なところだけ抜き出しました。ここだけでも読んでください。

●刑事施設の長は、面会に関する拒否の権限行使するに当たり、……面会を求める外部の者の面会の利益をも十分に尊重しなければならない。

●岐阜刑務所長には、本件面会不許可処分をしたことにつき過失があるというべき。

●従来の監獄法においては、拘禁の本質が外部交通の厳格な遮断を含む社会からの完全な隔離にあり、また、好ましくない社会関係を遮断するためにも、外部交通は基本的に禁止され、その一部解除として恩恵的かつ制限的にのみ認められていたにすぎず……その相手方を原則として親族に限定していた。

しかし、受刑者であっても、親族など一定の範囲の者との交通は、人道上の要請などから、これを保障するのが適当である……今日では親族だけではなく、友人・知人が受刑者と社会との良好な関係の維持に重要な役割を果たすに至っており、その者らとの外部交通は受刑者の改善更生と円滑な社会復帰を促進するための重要な手段となる。

●……「交友関係の維持」の意義は、特に文言を限定する必要はなく、むしろ広く解釈することが法の趣旨に合致するから、通常の交友関係があれば足り、その長短や濃淡は問わないと解するのが相当。

●「交友関係の維持」は、受刑者と面会申出者との個人的な関係を基礎とするも

のであるから、受刑者がその交友関係の維持を望む限り尊重されるべきものである。

●刑事施設の長は、……交友関係がある友人・知人との面会それ自体が、その関係を維持し、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰に資するものであるとして、基本的には許さなければならない。

その意味で、刑事施設の長の裁量の幅は相当程度制限されるものと解される。

以上を前提に、一審原告らについての本件面会不許可処分の違法性について検討する。

——という裁判官の見解と裁量によつて、「原告水田を除く一審原告らの控訴」は、「全面勝訴」したのです。(傍点ふう)

●この全面「勝訴判決」を出した、控訴審の裁判長の名は藤山雅行という。

どういう人やろ、と検索すると「以前所属していた東京地方裁判所行政訴訟専門部では、行政側に対する厳しい判決を連発し、所属する民事3部の名称をもじり『國破れて3部あり』と言っていた」などと書かれていた。

●わたしら、実にすばらしい裁判官にあつたんや。

(わたしの「一人負け」については、「水田の面会不許可については、岐阜刑務所長の裁量権の範囲の逸脱又は濫用があつたということはできない……適法におこなわれた処分であつて、違法とはいえない。したがつて、水田の請求は、検討するまでもなく理由がない」といふとあつさりやけど。)

この度の、交通権(面会・書信)回復のための賠償事件訴訟が、名古屋高裁判決では、完全な勝訴となりました。安田好弘、山下幸夫両弁護士によるご尽力を戴いた結果です。しかも、被告、国の上訴権放棄で、その確定を得ました。本件提訴(二〇一一年七月)以降、長年にわたりまして、ご支援、ご協力、応援を戴いてまいりました皆様方に、この紙面をお借りしまして、ご挨拶を申し上げます。先ずは、本件提訴から、今日までの六年余の間、私は、皆様に全くの無音に打ち過ぎまいりまして、大変なご無礼を重ねてきましたこと、誠に申し訳ございませんでした。心より深くお詫び申し上げます。

そして、本件提訴に当たり、提出書類の資料整理に始まり、種々準備作業のご協力を頂き、沢山のカンパを賜りました。誠にありがとうございました。

更には、ご多忙中にもかかわりませず、遠路、毎回の公判

傍聴を戴き下さり、その行動を以て、声なき声を訴え続けて戴いたことが、この度の勝訴判決に大きな影響を与えて力があつたと、私は思っています。等々皆様には多大な支援、ご援助を賜りましたこと、大変感激いたしております。誠に僭越ですが、私、深く感謝申し上げ厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

続いて、この度の勝訴確定、改めてお喜び申し上げます。長い間の闘い、本当にご苦労様でした。

この結果を得たこと、私も大変嬉しく感激しております。そして、未だ、これまでの私と同じ立場、状況にある人達に、この度の勝訴の判例が生かされ、一日も早く、待遇改善が実施されること、切に願つて止みません。

私自身は、この間の外部交通の留まりを、また以前のペースに回復すべく、徐々にではありますが、取りかかったところです。

皆様からの以前に変らぬご指導、ご教鞭、そしてご交誼を賜ります様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ようやく面会が普通にできていた出発点に戻ったという気もします。法律そのものは条文に過ぎません。しかしこの裁判を通じて、その条文に命を吹き込むことができたと思っています。高裁判決では面会権を非常に幅広く解釈していますから。そして、この結果は皆さんと共に歩んだことでなし得たことです。

今回、面会権が広く獄外の人間にも認められたことで、他の刑務所や支援者などにも波及効果があります。これは、泉州の刑務所や支援者などにも波及効果があります。これは、泉

法律そのものは条文に過ぎません。しかしこの裁判を通じて、その条文に命を吹き込むことができたと思っています。高裁判決では面会権を非常に幅広く解釈していますから。そして、この結果は皆さんと共に歩んだことでなし得たことです。

ようやく面会が普通にできていた出発点に戻ったという気もします。法律そのものは条文に過ぎません。しかしこの裁判を通じて、その条文に命を吹き込むことができたと思っています。高裁判決では面会権を非常に幅広く解釈していますから。そして、この結果は皆さんと共に歩んだことでなし得たことです。

●「順変」義務付け請求訴訟 第9回口頭弁論
12月25日(月)午後4時 名古屋地裁1102号法廷

原告から

水さんが自分のことだけでなく、他の獄中者のためにも裁判するんだ、という気持ちに沿うものです。そういう意味でも本当に良かつたと思います。今後、「順変」義務付け請求訴訟がより一層大きな焦点になつてきます。引き続き、裁判への注目・傍聴をよろしくお願いします。

控訴審判決報道

一部勝訴だった一審判決。そして控訴審判決では、原告の主張がほぼ全面的に認められ、大きく前進したわけですが、報道内容は逆に、大きく後退。「監獄」で何が起きているかに焦点をあて、「順変」の問題にも言及したNHK報道など、一審判決の時に見られたような記者の観点は見当たらず、「元日本赤軍」云々という、レッテルを貼り出すような内容が多く、残念でした。

●面会不許可に賠償命令=日本赤軍元メンバーら勝訴一名古屋高裁

日本赤軍元メンバーの泉水博受刑者(80)=強盗殺人罪で無期懲役確定=との文通や面会を岐阜刑務所が禁じたのは違法として、泉水受刑者と支援者ら8人が国に約100万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が5日、名古屋高裁であった。藤山雅行裁判長は一審岐阜地裁判決を一部変更し、国に対し泉水受刑者と7人に計47万円の支払いを命じた。

藤山裁判長は、親族以外の面会を厳しく制限していた旧監獄法と異なり、刑事収容施設法は外部交通を広く認めようとする趣旨でつくられていると指摘。原告らの面会不許可に合理的根拠はなく、「裁量権の逸脱または乱用」と判断した。

岐阜刑務所は2010年8月~翌年1月、それまで認めていた泉水受刑者と支援者らとの文通や面会を禁止。一審判決は泉水受刑者と2人の文通についてのみ、計20万円の賠償を認めていた。(時事)

●面会訴訟 2審も国に賠償命令 服役中の元赤軍メンバーら

元日本赤軍メンバーで岐阜刑務所に服役中の泉水博受刑者(80)と知人8人が面会などを許可されず、精神的苦痛を受けたとして慰

謝料など計約100万円を求めた訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁(藤山雅行裁判長)は5日、国に計47万円の支払いを命じた。1審・岐阜地裁は賠償額を20万円としており、2審は増額した。

1審は8人中6人との面会や文通の不許可処分を適法と判断したが、高裁は「過去の文通でのやりとりから受刑者の矯正に影響はない」と指摘した。泉水受刑者に加え、身分証を持参しなかつた1人を除く7人に1人当たり3万~5万5000円の慰謝料を認めた。

判決などによると、泉水受刑者らは2010年8月以降、岐阜刑務所で面会などが不許可になっていた。岐阜刑務所は「判決内容を精査し適切に対応したい」としている。

泉水受刑者は1960年、強盗殺人罪で無期懲役となつた。77年のダッカ・ハイジャック事件に絡み、政府の超法規的措置で釈放された。88年にフィリピンで身柄を拘束され、再び服役している。(共同)

●「面会不許可」は違法 国に賠償命令 元日本赤軍の受刑者らが勝訴

元日本赤軍の受刑者が友人と面会などを禁止されたのは不当だと訴えた裁判で、名古屋高裁は5日、国に対し一審を上回る金額の賠償を命じる判決を言い渡しました。

この裁判は、岐阜刑務所に服役している元日本赤軍の泉水博受刑者(80)らが友人と手紙のやりとりや面会などを禁止されたのは不当として、国に対しおよそ100万円の損害賠償を求めたものです。名古屋高裁は5日の判決で「面会は受刑者の社会復帰促進の重要な手段」などとして一審を上回る47万円の支払いを命じました。原告側の弁護士は「面会を申し出る人の権利が認められたのは画期的な判決」と話しました。(メ~テレ)

人権評価一四四か国中、一一四位の国としては、やつと認められた貴重な権利です。獄内外ともに、これを足掛かりとして全国に広げたいですね。泉水さん、良かったですね。みなさん、ありがとうございます。

本当にですか? 高裁の判決といい、それを上告しないといふのは……。信じられないことがおこるのですね。山下さ

最後に、皆様方のご健勝とご多幸そして益々のご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶に代えさせていただきます。

二〇一七年一一月二一日

最後に、皆様方のご健勝とご多幸そして益々のご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶に代えさせていただきます。頑張ってまいります。今後とも、どうぞ変わらぬ、ご教導とご支援をいただけます様お願い申し上げます。

同時に、改善更生と社会復帰に向かた、私自身の受刑生活の在り方が一番問われていることを、より肝にいじ、日々を更に緊張感をもつて努めてまいる所存です。そのことを果たすことをもつて、始めて、皆様へのご報恩と心しております。頑張ってまいります。今後とも、どうぞ変わらぬ、ご教導とご支援をいただけます様お願い申し上げます。

皆様とのご面談、交通の機会を、とても楽しみにしております。拵て、私は、いま一つの訴訟「義務付け請求事件」を引き続き、安田、山下両先生のご援助とご尽力を賜つて、闘つてまいります。

同時に、改善更生と社会復帰に向かた、私自身の受刑生活の在り方が一番問われていることを、より肝にいじ、日々を更に緊張感をもつて努めてまいる所存です。そのことを果たすことをもつて、始めて、皆様へのご報恩と心しております。頑張ってまいります。今後とも、どうぞ変わらぬ、ご教導とご支援をいただけます様お願い申し上げます。

も広げていきたい。

ん、安田さんに大変感謝します。この判決をほかの獄中者に



記者会見中の安田好弘弁護士、山下幸夫弁護士

この控訴審の判決で実に残念、無念なことがひとつあるのだ。それは、賠償金額が減らされたことなのだ。請求額のほぼ半分になってしまったのだよ。しかしそれをのぞけば、真っ当な納得できるものであった。

司法行刑当局は大いに反省し、心を改めるべし!

この判決を泉水さんや他の原告、傍聴やカンパなど支援してくれた人たちと共に受けれる事が出来て嬉しい限り。

渡辺亜人

泉水さんは、自分の息子のような年齢の私に対してもとても丁寧な言葉づかいをします。私もわりに堅苦しい言葉づかいをしているようです。そんな泉水さんと私はですが、高裁判決の(ほぼ)全面勝利と、国側の上告断念の報告をした時の面会室では、くつろいで色々な話が心置きなくできました。何しろ話題の制限もなく、のびのびと話せるようになったのですから!

これも弁護士さんをはじめ、傍聴やカンパなどでご支援いただいた皆さんのおかげと深く感謝しています。

面会不許可になつてから七年という歳月が流れました。泉

水さんも八〇歳です。

交通権訴訟の勝利は大きな価値がありますが、同時に振り出しに戻つたということでもあります。泉水さんの順変と仮釈放の実現に向けて、もうひと踏ん張りです!

舟橋寛延

面会できた!! 勝訴の威力、ときめん!

11月28日、3人で泉水さんの面会に行きました。25日にとどいた泉水さんの手紙に、

「岸田さん、松浦さんからお便りいただき、風さんと一緒に面会をとの連絡を下さいました。是非お会いしたいのですが……楽しみにしています。27日に舟橋さんと松岡さんの面会予定で、以前のふうさんの2日続けての面会同様、嬉しいことが重なり、もう、ウハウハです。初旬に、シスター・マリアの面会もあり、早速今月は、久しぶりに三類の制限回数3回をフル活用でした。」

とあって、泉水さんにとって、外のひとと会えることがどんなにうれしい、大事なことかを改めて思った。

手紙にある岸田さん、松浦さんは、古い友人で、「つうしん」も最初からの読者。常々泉水さんと面会したいというので、会わせてもらえないかも知れないけど、それでも面会の申込みをしてみようと、この1年いつしょに岐阜刑務所に通ってた。

今回、2人から高裁の判決文を読みたいというので送ったらちゃんと読んでいて——「この判決文だったら、会えるかもしれない」と。わたしは、もう久しく「軽い虚無主義」に陥ってるから、まったく期待してなかつた。

ところが、ところがや……。

いつものように受付で申込み用紙に名前住所を記入しながら、顔馴染みの門衛さんに「裁判に勝ったんや。勝訴が確定したんやで」というと、「うん、知ってる」って。他のみんなも「知ってる」「知ってる」っていうやないの!! びっくり。ひょっとすると、ひょっとするかなと思う間もなく、「番号札3番の方、面会室に」と3人全員が呼び出された。あわててロッカーに荷物を押し込んだ。ボディチェックのトンネルをくぐって、構内に。

あんまりうれしいて、小躍りせんばかりの足取りやつた。泉水さんやないけどウハウハ。

泉水さんはニコニコして、まず「はじめまして」の挨拶。ウハウハのことをいうと、いま5人雑居で、泉水さんの他は若いひとばかり。若者ことばがうつったとか。

もうすぐ独房に移るから、精神的には楽だけど、なにしろ北向きだからなあ……と。独房も雑居も火の気なしやけど、雑居の方が人数分だけちょっとは室温上がる。喘息持ちの泉水さんには、この冬も、いよいよ厳しかろう。泉水さん、もうすぐ81歳やで!

制限時間30分は、あつという間に終ってしまった。うれしさのあまり気が上がってたかして、なに話したか思い出せないけど……。

(ふう)

そんな泉水さんを、若い頃からの友人であるふうさんが応援している。泉水さんが将来社会に出ることを見すぎて、ぼくも何かサポートすることがないかと考えて、彼女の面会に同行することにしたのが今年四月のことだった。

ところが、ことはそう簡単ではなく、ぼくと友人の松浦君は「交友関係がない」ということで面会を断られた。それ以来、二人は泉水さんに何通かの便りを出し、六月、八月……と面会に出かけたのだが、いずれも同様の説明を受け、外の待合室で一緒に行つたふうさんの面会が終るのを一人で待つ身になつた。

「こうなれば何回でもねばつて通つてこよう」と長期戦を覚悟していたところに出たのが、一〇月五日の名古屋高裁の判断と、それに続く国側の上告断念である。

判決文の中には「……交友関係がある友人・知人との面会それ自体が、その関係を維持し、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰に資するものであるとして、基本的にこれを許さなければならない」というべきであり……」という説得力のある文言もある。

「今度こそ会えるのではないか」と、希望がふくらんだのだが、ふうさんは長年の経験から「そう甘くはない」と言うので、「やはりまだ無理か」という思いも頭をもたげた。泉水の顔を見合わせて喜んだのが、面会を許可されて、岐阜刑務所のゲートをくぐった時のことだった。

泉水博さんは、ずっと以前に松下竜一さんの『怒りつい、逃亡には非ず』を読んで以来、とても気になる存在で、松下さんが描く信義を重んじる泉水さんの人柄に魅かれるものがわかつた。

そんな泉水さんを、若い頃からの友人であるふうさんが応援している。泉水さんが将来社会に出ることを見すぎて、ぼくも何かサポートすることがないかと考えて、彼女の面会に同行することにしたのが今年四月のことだった。

ところが、ことはそう簡単ではなく、ぼくと友人の松浦君は「交友関係がない」ということで面会を断られた。それ以来、二人は泉水さんに何通かの便りを出し、六月、八月……と面会に出かけたのだが、いずれも同様の説明を受け、外の待合室で一緒に行つたふうさんの面会が終るのを一人で待つ身になつた。

「こうなれば何回でもねばつて通つてこよう」と長期戦を覚悟していたところに出たのが、一〇月五日の名古屋高裁の判断と、それに続く国側の上告断念である。

判決文の中には「……交友関係がある友人・知人との面会それ自体が、その関係を維持し、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰に資するものであるとして、基本的にこれを許さなければならない」というべきであり……」という説得力のある文言もある。

「今度こそ会えるのではないか」と、希望がふくらんだのだが、ふうさんは長年の経験から「そう甘くはない」と言うので、「やはりまだ無理か」という思いも頭をもたげた。泉水

さんは、面会室の入口から入つて顔なじみのふうさんと目が会うと、満面の笑顔で椅子に座つた。刑務所内での生活の厳しさや、長年持病に苦しめられているという事情を考えると、私より五歳も年上の八〇歳とはとても思えない、張りのある表情と口調の滑かさに、まず驚かされた。

面会時間は三〇分。ふうさんを真ん中にして三人でガラス越しに泉水さんと対面したのだが、泉水さんは私や松浦君にもしつかり眼差しを向けながら熱心に話してくれた。

仁義の人であるだけでなく、折り目正しく心遣いができる人なのだとこれが印象深く感じられた。

面会時間中ずっと穏やかな笑顔を見せてくれていたので、ふと以前にふうさんから聞いた話を思い出した。

ある時にふうさんが、刑務所の中で、くつろいで笑うよう

な時間はいつですかと質問したところ、泉水さんは急に真面目な顔つきになつて「ここです。この面会室の中だけが笑顔でいられる場所なんです」と返答をしたことだった。それだけ厳しい日常生活を長年生きてこられたということが実感できる話である。

面会を終えて外に出ると、ふうさんは今回の面会が実現したことを喜んで、感激の涙を浮かべてくれた。刑務所を囲む山々の紅葉がいつそう鮮やかに感じられ、泉水さんとの新たなご縁が、一步踏み出せたような気がした。

さんからの返信には、「次の機会は、是非お会い出来ることを楽しみしております」と書いてくれていたので、今度は実現するのではという予感もあつた。

そして当日。いつものように面会の受付を済ませて、少し待つて、「どうぞ」と、三人のためにゲートを開けてくれたではないか。

「今度こそ本当に会えるのだ」と喜びをかみしめた。

岸田哲

とうとう泉水さんと会えた

言わすにもせんない、こじやけど、 言わすにおれないの記

ふう

明治の監獄法が百年ぶりに「改正」されて、「親族」以外でも面会できるようになって、原告は、それぞ泉水さんと面会するようになつた。それがまた突然に、何の説明もなく「非親族」は「面会不許可」や。

七年まえのあの日の（突然「面会不許可」になつた日のこと）、「台湾から来たのに……この日のために休みをとつてきたのに……先月は会えたのに」と泣きそうな顔して、途方にくれてた人に会つた。「面会不許可」の理由は「非親族だから」というもの。

わたしの判決は、「身分証明書不携帯」による「面会不許可」ということになつてゐるけど、あの日、わたしが告げられた理由も「非親族だから」や。

いつか、待合室で呼び出されるのを待つていると、年老いたお母さんが、面会を終えてもどつてこられた。

腰がずいぶん曲がつていて、長年農業をされて苦労されたんだなあと勝手に想像してみていると、「あつ、ロツカーの鍵がない！」と声をあげられ、付添つていたお孫さん（高校生のよう）といつしょに洋服のポケットやら、カバンやら袋やらをひつくりかえして……そりやもう大慌てやつた。その慌て方が尋常でないので、「大丈夫ですよ。刑務所には合鍵がありますから」といつて、わたしは職員さんを呼びにいつた。

面会室にもなかつたし、もどる廊下や道にも鍵は落ちてなかつた。職員さんが合鍵をわたして、ロツカーの荷物をとりだすことができたけど、お母さんは、自分が取り乱したことで、みんなに迷惑をかけたと思つて、なんどもなんどもお辞

儀され……私はこのお母さんのことを時々思い出す。
もし、紛失したのがロツカーの鍵ではなく、「身分証明書」だつたらどうなるんや。……お母さん、もう、気が動転して氣を失わんばかりやろ。やつと都合つけて遠くからきたんや……こんどはいつこれるかわからんのや……と泣きついても「身分証明書不携帯」で「面会不許可」や。「検討するまでもなく」。

待合室の壁には、「身分証明書」が提示されないと書き「面会できない場合もある」と書いてあるけど、絶対「面会できない」とは書いてない。「何かそれにかわる持ち合わせがないか尋ねる」とはある。それに、ほんとに会わせる気があるなら本人に問い合わせてくれたらええんや。携帯で写真とつてみせたら、お母さんかお母さんでないか、すぐ確認できるやろ。年老いたお母さんは、もうこれきりこれんかもしれんのやで。

熊本で大きな地震があつて、そんなに時間が経つてないころ。七〇代くらいのふたりづれのお母さんたちがタクシーを降りて、待合室に入つてきた。わたしが面会室へ呼ばれた後やから、木のベンチには中島くん一人。「お客さん、お客さんはほどつからきんしやつたと」と話しかけられて、おしゃべりがはじまつたそうや。

岐阜駅近くに宿をとつて、明日もまたくる。バス停まで歩くのがつらいから、お金はかかるけど、帰りもタクシーにするという。聞くと、彼女たちはその歳で被災して、とても不自由しているけど、それでも面会にはきたといふんや。

控訴審の意見陳述書に、「わたしら面会者は、刑務所のお客さんや。お茶のいっぱいも出せとはいわんけど、お客が賑わうほど、刑務所はよくなる。面会者がくることで、自分がひとりでないことがわかるて、こころ穏やかになるし、受刑態度もよくなるし……」つて書いて、安田さんから「さすがに『お客さん』というのはちょっとなあ……」と苦笑いされ、書き直したんやつた。中島くん、熊本のお母さんとのそのそのことを覚えていて「おれ、お客さんつて声かけられたよ。面会者はみんな刑務所のお客と思つてるんだよ」つて。

読者から

●この夏には、岡山のハンセン病療養所^朝久光明園に一〇歳

のときから入所していた在日韓国人の崔南龍さん^{チエナムヨン}が亡くなり、九月に記念会があつて参加してきました。ここ一〇年ほど通つてつきあい、書きためた文章を本にしました。『一枚の切符』（みすず書房）という本の解説も書かせてもらいました。苦難にめげずしつかり生き抜いた人でした。泉水さん

のこととかさねて考えてしまします。

小樽・H

●病と上手につき合うのも風さんでしようから、たまにはまんじゅう食べて、元気だして生活してくださいね。甘い、しょっぱいは、糖尿の敵かもしれません、体の塩ざれもないですから気をつけてください。

熊本・Y

●雨風の日、無人になつた村（離れ山）で合羽着込んで山栗拾つてた。ハツ!! と振り向くと、真っ黒い豚がゆつくり私の方に歩いてくる。5メートル。襲つてくる気配はないが、

ちょっと怖かつた。目方50キロ？

●読んだ後「そうだ、切手を送ろう」と思うのですが、いつの間にか忘れてしまつて、次のつうしんを受け取ることに。ということで、切手を送ります。

秋田・K
●「年をとるということはこういうことか」と、私も年をとてかなりばてています。……泉水さんの歳月を思うと苦しくなります。

東京・K

●権力国家日本の横暴、悪い処がまだ残つて苦しんで居る人々がいる事に義フンを感じます。早く一日でも一分でも早く泉水さんの自由の身になられる事！ 祈つて居ます。皆様と共に。草々

宮城・K
●司法関係者たちは、「横浜事件」「砂川事件」「和歌山カレー事件」などについて、自分たちで勉強会や研究会を作つて、

自分たちの司法判断の是非を再検討したりしないのか、いつも疑問に思つてゐます。

たとえば、誰か司法官をつかまえて「横浜事件」について、あなた個人としてどう考えるか？」ときいてみたいですが

5

カンパのお礼

前号で、裁判費用のカンパをお願いしたところ、全国津々浦々、73人の仲間から、合計37万8千500円が集まりました。

こんなに大勢から、こんなにたくさん！ ほんとに、ありがとうございます。 ほんとに、ほんからお礼をいいます。



- が……。司法界は、秀才たちの就職先になってしまったようです。
- 僕はもうパンクのバンドやつてませんが、パンクの関係の記事かいたりします。まあ、昔みたいな勢いはパンクにもないので……。この前ようやくカンパ送りました。判決の良い知らせ、あるといいなあ。
- * 東京・M
●ふうさん おめでとう！ それしか言えません。本当によかつたね。うれしいね。
- 東京・T
●おめでとう、おめでとう！ やりましたね。闘つてよかつたですね。こんな判決がすることもあることに、正直驚いています。国賠で勝つことなんて99%ないですね。針の穴にラクダだつたつけ、が通つたということですね。久々にうれしいニュース！ よかった。
- 大阪・N
●いち早くの報告ありがとうございました。泉水さんにとって大きな励みになるでしょう。あとは、順変の方ですね。泉水さんと祝杯をあげる日を目指して、また傍聴に行きます。
- 安田弁護士、山下弁護士に感謝！
- 大阪・H
●昨夜TVのニュースでふうさん見たよ！ ほかの人の顔はよくわからなかつたけど、ふうさんだけしつかり見えた。
- 長野・K
それにしても、まさかこんな勝ち方があるのか、と思つて驚いた。ともかく、苦労して切り開いてきた地平が本当に開けてきたなあ、と自分のことのようになつみうれしかつたです。でも本来はこれが当たり前のことなのにね。愛知・K
●ふうさん、複雑なんだが、これはおめでとう——と言つべきことでしょう。全面勝訴というわけではないでしようが、この勝利は大きいことだと思います。詳しくはまたそちらから報告があるでしようが、実質的な勝利ですよ、これは。
- 岐阜・H
●すごい。裁判やつて良かつたね。
- 滋賀・M
●え！ ほんとう？ こんなご時世なのに勝つたつて？ スゴイ快挙！ 嬉しいです。両弁護士さんのご尽力に感謝感謝です。早速Hさんに報告しますね。ガツツポーズをしつつお尻フリフリのHでした。
- 東京・S
●ふうちやんが負けて、でも勝つたつてことですよね!! すごい!! 一つ勝つた!!
- 長野・S
●す

鶴飼町から

- 泉水さん。お疲れ様でした。この裁判に關ることができて、本当に幸せでした。また必ず行きます。
- 東京・M
●岐阜の地裁のときから、安田弁護士は「勝ちに行くんですよ」と言つていたのを思い出します。
- 亡き夫と2人で傍聴に通つて良かつた。いつも、傍聴後のお二人の弁護士の分かりやすい解説を楽しんでいます。泉水さん、ほんと良かったね。
- 安田さん、山下さん、ふうさん、舟橋さんその他原告のみなさん、よかつたですねえ！ 確定！ すごい！ 傍聴しただけだけど、ほんとうによかつたですね!! なんとか順変も勝ち取りたいものですね。
- 大阪・H
●え！ ほんとう？ こんなご時世なのに勝つたつて？ スゴイ快挙！ 嬉しいです。両弁護士さんのご尽力に感謝感謝です。早速Hさんに報告しますね。ガツツポーズをしつつお尻フリフリのHでした。
- 滋賀・M
●す
- 岐阜・H
●ふうちやんが負けて、でも勝つたつてことですよね!! すごい!! 一つ勝つた!!
- 長野・S
●す
- いつもは静かな鶴飼町が、大騒ぎやつた。三軒向こうの空家の屋上に、ノラの仔猫が入り込んで、降りてこれない。凄まじい声で泣き叫ぶ。もう三日も……腹へつてるんや。梯子かけて手をのばすとやつと屋上に手がとどく。水と餌で誘つて、摑もうとするけど、捕まらん。●隣りのひとらが寄つてきて、留守でも他人の家に梯子をかけるのは「住居不法侵入だ」「ノラ猫に餌をやると市の広報にもかいてある」というて、剣呑な雰囲気……。●屋間だと餌をやつても、カラスがたべてしまふし、近所の目がうるさいし、それで、夜中すぎ、一時とか二時とか三時とか、二階の窓からあたりの様子を窺つて、だれもいないのを確かめて、水もつて、餌もつて、梯子かけて猫に運んだ。●三週間くらい続いた頃、七軒町の仲良しのゆみ子さんに相談したら、市役所に電話してくれた。ゆみ子さんの心配は、わたしが梯子から足を踏み外すこと。市役所から電話がきたもんで、家主が飛んできた。●「誰だ！」こんなとこに猫の餌やつて！ 糞だらけや！ 梯子かけて登つたとは、とんでもない野郎だ！ 見つけたら、ただではおかん……』とすごい見幕。餌や水の容器を屋上から路上にたたきつけた。●どうやつても降りてこれなかつた仔猫が、この見幕に驚いて、とゆをつたつて地面へ降りてきた。ああ一よかつた。●いま、仔猫は、けろりとした顔つきで、うちの庭にごはんたべくるけど、近所とは険悪なまま。今まで顔が会うと手を振り合つたりしてたTさん一家、Mさんは、わたしの顔をみるとそっぽをむくようになった。こつちから挨拶しても顔こわばらせて、すぐ家のなかに入つてしまふ。わたしのような人間とは「つきあえない」と、いうわけや。ヤレヤレ……

(風)